

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成27年12月14日(月) 開会時間 午前10時03分  
閉会時間 午後3時02分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 杉山 肇  
副委員長 清水 喜美男  
委員 中村 正則 望月 勝 鈴木 幹夫 猪股 尚彦  
望月 利樹 飯島 修 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部理事 中嶋 晴彦  
県土整備部次長 古屋 金正 県土整備部技監 大久保 勝徳  
県土整備部技監 内田 稔邦 総括技術審査監 松永 久士  
県土整備総務課長 清水 正 美しい県土づくり推進室長 長田 泉  
建設業対策室長 笹本 清 用地課長 渡邊 仁 技術管理課長 藤森 克也  
道路整備課長 丹澤 彦一 高速道路推進課長 乙守 和人  
道路管理課長 高井 達也 治水課長 水上 文明 砂防課長 保坂 秀人  
都市計画課長 望月 一良 下水道室長 山下 雄康  
建築住宅課長 渡井 攻 営繕課長 笠井 英俊

森林環境部長 一瀬 文昭 林務長 江里口 浩二 森林環境部理事 秋山 孝  
森林環境部次長 保坂 公敏 森林環境部技監 小島 健太郎  
森林環境部参事・大気水質保全課長事務取扱 深澤 武彦  
森林環境総務課長 若林 一紀 環境整備課長 笹本 稔  
みどり自然課長 平塚 幸美 森林整備課長 島田 欣也 林業振興課長 桐林 雅樹  
県有林課長 金子 景一 治山林道課長 橘田 博

議題 (付託案件)

- 第88号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第89号 平成27年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第96号 指定管理者の指定の件
- 第100号 県道の路線の認定の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部関係、森林環境部関係の順に行うこととし、午前10時04分から午前12時31分まで県土整備部関係、休憩をはさみ午後2時01分から午後3時01分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

第89号 平成27年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし  
 討論 なし  
 採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

第96号 指定管理者の指定の件

質疑 なし  
 討論 なし  
 採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

第88号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

(工事予定箇所表配布)

質疑 (地域安全力強化緊急整備事業費について)

望月勝委員 課別明細書の県土3ページの補正予算の関係で、道路修繕費8億7,500万についてお伺いしたいと思います。まずこの事業は、県でも経済緊急対策ということも兼ねまして行うことですが、経済対策として即効性のあるこの事業の内容についてお伺いします。また、発注する予定の時期、そして、全て年度内の執行ができるのかどうか伺いたいと思います。

清水県土整備総務課長 今回の地域安全力強化緊急整備事業でございますが、予算成立後速やかに発注手続を行いまして、早いものは1月上旬には契約ができるよう事務を進めてまいりたいと考えております。それから、基本的に全ての工事について年度内の完成を目指しているところでございます。

望月勝委員 今の説明だと、年度内に発注・完成ということでございますが、今、公共事業は2割から3割ぐらい減少しているということで、山梨県の業者の方々も大変厳しい状況です。二、三カ月のうちには相当廃業者も出てくるのではないかとという中で、県でも一昨年のような豪雪、また台風といった災害等に対して、業者の皆様様に配慮をさせていただいて緊急性を要した出動を願うという状況も考えられるのですが、建設業界の皆さんもこんな状況ではとても対応できないという声も聞いているわけでございます。できるだけ、年度内に発注して工事が進んで、経済対策として建設業者の皆さんのそうした厳しい状況を助けていただくようお願いしたいと思います。

その中で、先ほど高井課長からお話がありました、県下で52カ所ぐらいの工事の発注をしていきたいということでございますが、どの程度の内容になるのかお伺いしたいと思います。

高井道路管理課長 お手元に箇所表が配付されておるかと思えます。私どもの課の管理だけで62カ所設定しております。実は8億7,500万円という予算を私どもは計上しているんですが、その中で62カ所は数としては非常に多いです。先ほど清水県土整備総務課長から申し上げたとおり、年度内

には何とか完成させて、できたら国の補正につなげたいという意向もあります。内容については、一つ一つが小さいイメージで、例えば特に通学路の関係ですと、縁石や側溝を直すとか、あるいは舗装を直すとか、そういったものを今回は執行させていただきたいと思っています。

望月勝委員 今、高井課長の説明で、細かい点を含めて年度内に62カ所の完成ということでございますが、細かい点が多い箇所があると思うんですけども、入札に出していただいて、工事が年度内に完成し、その後、国の補正に繋げるという話でございますので、そうした事業執行をぜひお願いしたいと思います。

それから、この工事の中の62カ所には、多分地域の皆さんからの要望とか、また緊急性を要する道路補修等もあると思います。そこには、地域の住民の皆さんの要望には道路修繕的な内容はあるのかお伺いしたいと思います。

高井道路管理課長 通学路に関して申し上げますと、毎年、我々と警察とPTAで合同点検をここ4年ほどやっています。今まで400件近い要望を現地調査の中で受けています。その6割ぐらいは既に整備が終わっているんですけども、まだ4割、150箇所ぐらいが残ってしまっていたので、今回の補正でそういうところがより加速して整備できるんじゃないかと思っています。

望月勝委員 残りの4割について、できるだけ早い時期に発注して事業の執行ができるようにぜひお願いしたいと思います。

それから、治水課と砂防課の状況でお伺いしたいんですが、豪雨や河床、また、台風等で破損した落石防止等の施設、先ほども身延町の落石防止の工事の状況のお話を聞きましたが、そこらについての具体的な補修の内容をお伺いしたいと思います。

水上治水課長 それでは、治水課の補正の内容でございます。お配りしてございます予定箇所表16カ所を基本に考えてございます。これらの場所につきましては、かねてから地域の御要望等ございまして、かつ私どもも必要性を感じていたところではございます。しかしながら、予算の関係とか、制約がございまして、なかなか執行できなかった。その中から優先度の高いところを選定いたしました。8,000万円の予算を計上いたしてございます。それぞれ川の中に木が生えたりとか、あるいは土砂が堆積したりして、大水、台風等の大水が出た場合、危険になるだろうというところを危険性の高いほうから選定させていただいております。

保坂砂防課長 砂防課については、緊急性の高い2カ所ということで計上させていただいております。1カ所目は、身延の町方-1でございます。この箇所は平成23年度に台風で被害を受けまして整備を進めていたところではございますが、現在整備をしているところの周辺にも危険な箇所があつて、崩壊の危険があるということで地域の方々からも要望を強く受けている箇所でございますので、その箇所について今回の補正をいただいてのり面工を整備するものでございます。

もう1カ所は白井平の2、これは道志村でございます。平成25年度に記録的な豪雪がありまして、この急傾斜地ののり面から雪崩が発生したという事実があります。地元からは、早急な対策をしてほしいと、次の雪が降ったときに危険性が高いということで要望を受けていた箇所でございます。この箇所につきましては、待ち受けの柵工を施工させていただくことになっております。

望月勝委員 緊急性を要する、また当該地域から要望されているこうした箇所、地域住民の皆様の安全安心ということで、この事業の執行を特に早くお願いしたいと思います。先ほどから申しておりますが、建設業界の厳しい状況の中で、こうした補正を年度内にできるだけ完成する事業執行をお願いして私の質問終わります。

清水副委員長 最初に道路の修繕についてですけども、地域住民からの要望が多い道路の修繕ということで、こういう要望に迅速に対応するということは極めて重要なことだと思います。まずどのような観点でこの修理箇所を決定されたのかお尋ねしたいと思います。

高井道路管理課長 今回の選定は2つほど観点を考えておりました。1つ目はまず経済対策で即効性を持ったものという点です。それから、2点目としては、地域の一番要望が強いのは、やはりPTAや学校とか、子供たちの通学路関係の要望がもともと多い案件でございました。ですから、そんな観점에서今回箇所を設定させていただきました。

清水副委員長 この表を見ますと、舗装の補修工という項目がすごい多く見受けられるんですけども、これはどういう補修を行う内容でしょうか。

高井道路管理課長 舗装補修については、通学あるいは高校生もそうですけれども、わだち掘れをしてしまうと、へこむところはへこむんですけども、その分路肩側に盛り上がったります。その盛り上がったところで自転車とか、あるいは高校生のバイクがよろよろしてしまうという要望も受けています。また逆に、へこんだところに水がたまって、そこに車が通ると歩いている子供たちに水が飛ぶということがありまして、今回の舗装補修というのは、表面を削り取って直すことを考えています。

清水副委員長 先ほど通学路もあるというお話だったんですけども、通学路だけ取り上げるとどれくらいあるのでしょうか。

高井道路管理課長 お配りさせてもらった箇所表の62カ所からいいますと、工種的には色々ありますが、通学路関連は約20カ所、おおむね3分の1が通学路関連のものを計上させてもらっております。

清水副委員長 ありがとうございます。こういった補正はできれば行わずに済めばいいと思うんですけども、今回の補正内容を受けて、次にできるだけ補正を少なくする設計的な見直しとか、そのようなものに関連づけている内容があったらお話しいただきたい。

高井道路管理課長 例えば舗装について申し上げますと、薄い舗装をする場合には、最近、暑さとか、あるいは重量車が多くなってしまって、簡単にわだち掘れをしてしまうという現象もございますので、アスファルトの材料を工夫することは考えるようにしております。

#### (県営住宅改善事業費について)

清水副委員長 別件で御質問させていただきます。県営住宅団地の傾きの件です。熊井戸団地で発生したということですけども、これだけで本当に全てでしょうか。その辺の調査はどの程度されているかお尋ねしたいと思います。

渡井建築住宅課長 10月15日に熊井戸団地1号館の傾斜が認められた以降、先ほどのお手元に配付しました1ページ目中央にあります案内図をお開きいただきたいんですが、この団地の敷地の形状が、菅野川が本来であれば直線なのが湾曲しているところの一部にあります。こうした現状を確認したり、現地の点検等を行う中でまず行いましたのが、同じように河川沿いにある県営団地16団地44棟ございます。この団地につきましては、10月21日から22日、緊急点検ということで調査を行いました。また、これだけではなく、県営団地全て確認すべきであろうという判断のもとから、住宅供給公社の職員及び各建設事務所の建築職員の協力を得ながら、熊井戸団地1号館を除く合計33棟の全棟の検査を行いました。その結果、熊井戸団地1号館と同様な建物の傾き等は確認されておりません。

清水副委員長 室内の詳細調査や入居者の聴取を実施という、こういうレポートになっておりますけれども、どんな内容を聞き取り調査して、どんな結果にまとめたのかというのをお話しいただきたい。

渡井建築住宅課長 先ほどの資料で、11月6日から28日、約3週間かけまして、入居者の都合がございますので、土日夜間問わず御希望に応じて対応するように、公社の職員及びうちの職員が班構成で対応させていただきました。まずそこに書いてありますとおり、室内の詳細調査の結果でございま

すが、一軒一軒回った結果ですけれども、南北方向に最大74分の1程度の勾配、また東西方向に最大120分の1程度の勾配が見受けられました。これは先ほどの建物全体の傾斜とほぼ準じているような形でございました。

また、30戸入居管理をしておりますけれども、入居されている世帯は25世帯でございます。この25世帯のうち、特に床の傾きについてどうだったかということをお聞きしたところ、13世帯の方が感じているという回答がございました。具体的に生活上どうですかというお話をさせていただいたところ、平らなところに円形状の物を置くと転がると。あるいは、南側に向いている開き戸が中途半端にあいていると全部開閉してしまう、自然にあいてしまうというような、苦情ではなくて、そういうところが気になるというお話もございました。また、その点を理由に移転を希望する方はおりませんでした。

それから、いつごろから傾きを感じていたのかという問いをかけたところ、結果としまして、17年ほど前から、あるいは13年ほど前からという御意見をいただきました。結果としまして、入居の時期が異なりますから一律評価は難しいのでありますが、近年において発生した事態ではなく、長年の経年の変化によって発生した現象ではないかと確認しております。

清水副委員長 ありがとうございます。11月29日に第三者による傾斜対策専門委員会を設置したというお話でしたけれども、これはどのようなメンバーでどんな内容を審議する専門委員会でしょうか。

渡井建築住宅課長 第三者専門委員会の目的ですけれども、建物が傾斜したという極めてまれな事象でありまして、私たち建築の従事者にとっても非常に判断が難しいというものであります。このため、既存建築物の耐震診断・判定・評価、そういったものを実際県において行っております山梨県建築設計事務所協会の中に第三者専門委員会がございます。その委員をベースにしまして、さらに今回地盤沈下が影響しているということで、地盤工学の専門家、合わせまして5名の委員を選任させていただきました。委員長は西川孝夫首都大学東京名誉教授になります。この方は、耐震、それから、構造力学の専門家でございます。

#### (工事予定箇所表について)

飯島委員 きょう、12月補正の箇所表が配られたんですが、6月定例会の委員会でこの箇所表をもうちょっと早く配付してくださいと言ったと思うんです。9月は箇所表はなかったと思います。それで、私がそういうことを申し上げたんですが、ほかのほぼ全議員がそういうことを要望しているということで、たしか検討していただけたという話だったと思うんですが、今回、また当日配付ということです。今、審議での質問の中でこの箇所表の説明があったりしているんですが、事前にこれがあればそういう質問も省けて内容を濃くできると思うんです。今回、当日配付になったというか、検討してくれると言った内容との経過について御説明をお伺いしたいと思います。

清水県土整備総務課長 本日お配りしました箇所表の件についてでございますが、以前にも御質問いただきまして、検討いたしておりますが、まだその結論は出ておりません。今回の配付の件ですけれども、もともとこの箇所表作成は、各出先機関、それから、本庁の各課とかかわっているところが多いというところもございまして、通常作成の場合でも時間がかかっているところでございます。特に今回は、私どもで予算を要望したということではなくて、県の方針としてまず10億円の経済対策を行うということがございまして、その中で事業箇所を調整するよという指示があったのお話でしたものですから、この調整にも時間がかかったというところでございます。

飯島委員 いろいろな理由があって時間がかかったりというのはわかるんですけれども、ルールとして、6月議会で申し入れているのに、事前に説明もなく当日に配られるのは、丁寧じゃないというか、申し出に対して事前に説明がないというのはいかがなのかと正直思います。もちろんいろいろな緊急だとか、そういうのはわかりますけれども、対応をもう一度考えていただきたいというのと、前向きに検討していただいて、今後どのような方向性で行くのか、今おっしゃっていただきたいと思います。

清水県土整備総務課長 先ほど申しあげましたように、非常に調整に時間がかかるということもございまして今のところ結論は出ておりませんが、引き続き検討させていただきたいと考えております。

飯島委員 大事な審議に関する資料でありますから、現場の皆さん方が、時間がかかったり、お金がかかるということであれば、そういうことに関して協力するのも議会としてはやぶさかではないので、そういうことも整理して、次の議会までには検討した結果も速やかに出していただきたいと思いますけれども、それについてお答えをお願いします。

清水県土整備総務課長 2月の当初予算に向けまして、また部内、それから、関係するところが農政部、森林環境部とございますので、そちらとも協議をしながら結論を出してまいりたいと考えております。

飯島委員 ぜひ誠意を持って対応していただきたいと思います。

細かい補正予算の内容の質問については、望月委員あるいは清水副委員長が質問されたので、細かいのはいないんですが、12月5日の新聞報道に県管理の27の橋に溶接不良があるという報道があったと思うんですが、この箇所表がなかったものですから、所管で質問したいと思います。

#### (県営熊井戸団地1号館の建物の傾きについて)

安本委員 清水副委員長の質問に関連して、県土8ページの県営熊井戸団地1号館の建物の傾きについてお伺いします。資料を提出していただいて、1ページにいろいろ写真とかもあるんですけども、聞き漏らしたのかもしれないんですけども、配置図の地質調査位置という大きな図面の中で、具体的にはどっちに向けて沈下しているのかお伺いします。

渡井建築住宅課長 先ほど説明の中で触れさせていただきましたが、資料の1ページ右側の下に配置図(地質調査位置)がございます。南北方向、東西方向の傾きが見受けられまして、結果としまして、右側の下の赤いほうに向けて沈下しているという状況でございます。

安本委員 それで、その資料ですと、11月24日から地質調査を実施されているということです。当然、以前にいただいた資料ですと、築28年経過ということですが、建設前にも地質調査されていると思うんですけども、そのデータとかは残っているんですか。

渡井建築住宅課長 築28年、建設時からいいますとおそらく30年近くたっているということになりまして、現在資料等を確認しておりますが、ボーリング等のデータ等は見受けられない状況でございます。

安本委員 最後ですけれども、この傾きについては、13年ぐらい前から長い経過の中で住んでいらっしゃる方も感じていらっしゃるということで、マスコミ報道の中に、実は前からこういった訴えをしていたんですけども、なかなか聞いてもらえなかった、今回くいデータ、旭化成建材のことがあったので、県が受けとめてもらえたんじゃないかというような報道もありましたけれども、その辺のところは住民からの指摘みたいなものは過去にあったのかどうかお伺いします。

渡井建築住宅課長 10月29日の入居者説明会のときに、4年ほど前に入居した方から、そのときに床の傾きがある、修繕してほしいという話の要望があったそうです。そのときに、公社の職員が対応したのは、あくまでも部屋の住戸の中の床の傾き、そういう理解で修繕の対応を考えていたと。したがって、その説明会の後公社に戻って、どういう状況であったのか、建物自体が傾いているのかというクレームがあったかどうかという確認をさせたところ、特にそういったものはございませんでした。

また、先ほど一軒一軒入居の方々の事情聴取をさせていただいたというお話をさせていただきましたが、その方以外にももう1人の方が、床の傾きじゃなくて、建物自体が傾いていたのではないかというお話がございました。その方は、よくよく聞いてみますと、13年ほど前に感じていたと。さっきの17年、13年、そのうちのお1人の方ですが、その方が公社に話をされたか

という問いに対しては、特段しなかったという状況であります。

公社では、誤解がないように申し上げておくんですが、あくまでも30年経過しますと、住戸の中の木の枠組み、そういったものが湿気とか、あるいは何らかの理由でちょっと傾斜がある。そういったものがほかの団地にも見受けられます。この一環の中で考えていたというのが実情でございます。

鈴木委員

関連で聞くんだけど、長い期間で南北方向に7.6センチメートルから最大で9センチメートル、それから、東西方向に最大で約12センチメートルというんだけど、すぐには大丈夫だと言っているんだよね。だけど、耐用年数もあるかもしれないけれども、本当に大丈夫なのか。これでとまっていると理解しているのかな。例えば2年3年5年たって大丈夫だと、どこを大丈夫と言っているか教えてください。

渡井建築住宅課長 先ほどの資料にコメントを書いておりますが、説明はしなかったんですけども、大規模地震時に建物安全性を判定する基準がございます。基本的にはその判定基準は、60分の1以上傾斜があったときにやや危険という対象になっております。今回は80分の1ということで安全の範囲内にあると考えております。

それから、委員のおっしゃられた、進行しているかどうかということにつきましては、現在、定点観測を行っております。測定誤差もあるんですけども、今のところ、10月15日以降大きな傾斜は確認されておられません。また、おととい実は専門委員会の委員長のコメントもあったんですけども、建物の周辺を掘削して、基礎の状況を確認していただきました。そうしたところ、クラックとか損傷とかは基本的に問題ないと。構造的には建物自体問題ないのであろうと。あとは地盤の緩みが認められるのかなというところで、今後原因究明等については検討していきたいというお話がございました。

鈴木委員

住んでいる方から言わせると、絶対大丈夫なんていうことはあり得ないことであって、いくら専門家が言ったとしても、そんなの納得しないと思う。だから、その辺を大丈夫ですと言っているのか、それとも、基本的に考えてみて、まだ経過的にこのようにやっているとまっているんじゃないけど、私はそうじゃないものだと思うんだよね。だから、これは絶対大丈夫だということ自体は、おかしいと思うんだね。その辺の感覚を住民の人たちに、住宅を御活用いただく方々にどう説明しているのかね。

渡井建築住宅課長 委員のおっしゃられるとおり、土の中の出来事でありまして、私たち目に見えるものではございません。ただし、そのために第三者専門委員会、地盤工学の専門の方あるいは建築構造の専門の方のほうに最終的に判断していただくこととしております。結果としまして、それに対しましては、入居者の方々には、今後改修工事をどのように行っていくのか、場合によったら転居してもらおう可能性もございます。そういったリスクも踏まえながら、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

もう一つ、委員からも話があったんですけども、築28年、30年経過している。それから、先ほど申し上げましたとおり、今、近年起こった事象ではないということからしますと、第三者専門委員会の委員の話では、ここに来ていきなりということはないのではないかという参考意見はいただいております。

討論

なし

採決

原案のとおり可決すべきものと決定した。

第100号 県道の路線の認定の件

質疑

望月利樹委員 国から地方へ事務の権限移譲という流れの中で、旧国道52号が県道葦崎南アルプス富士川線になっていくということで認定ということですが、この認定に当たりまして、これまでの経過をもう少し具体的にお聞かせいただけないでしょうか。

高井道路管理課長 まず閣議決定された後に国から、52号につきましては県に移譲するという一定の意思表示がなされたわけですが、それまでに我々県、それから、市町村、沿線の葦崎市、南アルプス市、富士川町と相談して、その上で国交省が52号を移管するということを表明したところであります。その後、我々のほうで国交省と、ここを直してほしいというような協議を進めているところであります。

望月利樹委員 これまで国の管理のもとで管理していた52号ですが、今度、県の管理ということで、移譲される中で管理水準がすごく下がってしまう懸念もあるんですが、その辺についてどうでしょうか。

高井道路管理課長 そもそも直轄の持っている道路というのは、交通量も非常に多いですし、大型車もすごく多い。さらにましてやスピードも高いということで、管理修繕費的には、県よりもどうしても高くなっているというのが現実だと思います。しかも管理費も直轄は相当かかっているだろうと思っています。たまたま52号の旧道につきましては、こちら、甲西バイパスに大分車両が、特に大型が転換されていますので、我々としては、県管理になってからだめになったと言われんように頑張りたいと思っています。

望月利樹委員 確かに、私も沿線に住んでいるものですから、交通量、大型車両、かなりバイパスのほうに迂回するようになってきています。しかしながら、先ほど基礎自治体、市町と協議してきたという中ですが、住民の皆様は、移管されるのかということを知らない方がたくさんいます。今まで、問い合わせ窓口業務を国がしていた、もしくは市町村から上がっていったということもあるんですが、問い合わせの窓口など変わることとか、県民への周知という部分でどういう方策をとっていくのかお聞かせください。

高井道路管理課長 まず事務手続といたしましては、議決いただいた後に、今度は路線認定の県の行政事務手続を行います。その上で公告行為があるんですけども、速やかに地域に、例えば窓口業務は、今度は各建設事務所になってきますので、その辺を含めて、できるだけの方法、例えば新聞のふれあい欄を利用するとか、できるだけわかりやすい方法でしたいと思っています。

望月利樹委員 周知徹底をしっかりとやっていただきながらですね、今の旧道区間、私も先ほども言ったように沿線に住んでいるんですけども、道路がすごく傷んでいる、もしくは街灯の電気が消えているなどの劣化が見られる箇所がかなりあります。移管するに当たって、国とどのような協議をこれまでしてきたのか、またこれからどういうふうにしていくのかということをお聞かせください。

高井道路管理課長 昨年末ごろですけれども、建設事務所と国交省で現地立ち会いを全路線くまなく歩いてやりました。その結果、細かいものを含めて約400カ所の要望を直轄に申し上げさせていただきました。直轄としては、3月31日までに全ては無理ということで、そのうち特に緊急のものについては、約6割になるんですが、3月までにやっていただけるという話でございます。

望月利樹委員 6割ぐらいやっていただけるということですが、残りの4割ですね、また、これまで地元で電線地中化の要望とかさまざまな要望があって、今後県で残りをやっていかなければいけないんですが、しっかり整備を進めていただきたいなと思っていますが、その辺についてはどうでしょうか。



高井道路管理課長 電線共同溝とかそういう大きなものについては、今現在お答え申し上げるわけにはいかないと考えています。国にお願いしています箇所は本当に細かい内容でございまして、それで国で、後回しだと言われたものについては、県で今後、地域の皆さんの話を聞きながら、順次進めて対策していきたいと考えています。

望月利樹委員 今回の旧道の中には、国道52号という表示もあったり、大きい看板でも52号と書いてある表示がたくさんありますが、その辺のところの表示をどういうふうにしていくのか。県道という表示に変えていくのか、もしくは撤去していくのかという部分があると思いますが、その点についてお聞かせください。

高井道路管理課長 案内標識につきましては、直轄のほうで、当然旧道にあるもの、それから、県道から案内するものがあるので県道にあるものもあるんですが、それを全て3月中に直していただけるということでお約束いただいております。

望月利樹委員 最後ですが、やっぱり物を渡すときには、もとの持ち主が今度新しい持ち主のためにしっかりと整備をして渡す。賃貸の住宅を借りた後の整備もそうです。6割しかやっていただけないということで非常に残念に思っているんですが、さらに、しっかりと整備をして、そして、県道として渡してくれという要望を強くしていただきたいんですが、その辺について心意気といいますか、気持ちをお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

高井道路管理課長 今年度に入りましてから本当に国にお願いしてお願いして、それでも国で大分対応してくれております。今後とも引き続きお願いをしていきます。

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

## 所管事項

質疑

### (旭化成建材(株)が関与したくい工事について)

鈴木委員 今、説明を受けたんだけど、特に今の建物の傾きが生じたということの経緯の中で、施工データの改ざん、そして、施工体制の問題などが出ています。その中でわからないことがあるんだけど、県の発注工事の旭化成建材のくい工事に対して実際どのような関与をしていたのか聞きたいんですが。

藤森技術管理課長 県発注工事におけるくい工事は、1次下請としては全て旭化成建材の代理店となっている県内の建設業者がしております。この1次下請業者と下請契約を結ぶという形で、旭化成建材が2次下請あるいは技術的なくい指導をするということがかかわっているということでございます。

鈴木委員 例えば元請会社のゼネコンと下請会社の旭化成株式会社とで施工管理をめぐって、新聞やテレビで見ても、責任のなすり合いをしているという報道があったんだけど、建設工事において発注者の工事を直接請け負っている元請の会社が適切な施工をする責任があると私は考えているんだけど、そこで、今回の県発注工事において、くい工事の際に元請会社がどのような施工管理をしていたのか。孫請になっているのかどうなのかかわからないけど、その辺はどうなんですか。

藤森技術管理課長 確かに横浜の傾いたマンションにおきましては、元請の三井住友建設と旭化成建材の中で責任がどうなっているのかということが報道されております。ただ、建設業法等で元請建設会社につきましては、発注者に対して契約に基づいて完成までの全ての責任を持つものであります。くい工事を専門業者に下請させた場合は、その施工に関して安全管理あるいは工程管理などの総合的な指導監督を行う者が元請でございます。今回県発注の14件の工事につきましては、元請会社からもヒアリングをしてございます。そのヒアリング等から、元請建設会社はくい工事に立ち会っていたということが確認されておりますので、県の発注工事においては適切な施工管理をしていたと考えております。

鈴木委員 一方で考えると、今回、発注者は県だけど、設計図、それに向かって適切な工事がされているという中で、監督というのがあるんだね。監督員というんですかね、それを選んでおかなきゃいけない。それは今回の県の発注工事において、県の監督員はどのようにくい工事に対して監督をしたのかね。その辺をお聞かせください。

藤森技術管理課長 確かに県の発注工事におきましては、監督員を配置いたしまして、工事が適切に行われるように監督をする業務をしております。今回県発注工事につきましては、書類あるいはヒアリング等で監督員がどういうふうなことをやっていたかということも確認してございます。県の監督員については、現場の立ち合い、あるいは報告書に基づきまして、材料の確認をする、寸法の確認をする、あるいは掘削長の確認をする、あるいはくいの基準高さやずれなどを確認することになっておりまして、これらの書類から適切に監督をしていたということを確認してあります。

鈴木委員 さっき盲学校かな、くい工事の施工データの改ざんということがあったんだけど、非常に残念であるという気持ちはあるんです。先ほど全体の説明を受けたんだけど、絶対大丈夫なんていうことは言えないと思うけれども、県として、再発防止の事項はあまり入っていないんだけど、今後どのように取り組んでいくか。

藤森技術管理課長 今回の問題につきましては、大きく2つ問題があると考えております。1つには、書類の体裁を整えるために旭化成建材で安易にデータを改ざんしたということでございます。それから、2つ目は、先ほど委員からも質問がございましたけれども、元請あるいは下請等の施工体制が不適切であったということでございます。これにつきましては、現在、先ほども説明いたしましたように、国において対策委員会を設置して、再発防止策について検討しております。当然この2つの問題についても何らかの中間報告が出るということもございますので、県といたしましても、この検討結果を踏まえまして必要な再発防止対策をとっていきたいと考えております。

そうはいいまして、現在もくい工事等施工中あるいは今後施工するものもありますので、11月に出先機関などに宛てて文書を通知しておりまして、くい工事について、データ流用のないことを確認して、一層の施工管理の徹底を図るように指導を現在しております。

#### (道路施設の老朽化対策について)

猪股委員 3年前の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故では、9人のとうとい命が奪われ、公共インフラの老朽化の怖さをさまざまと見せつけられました。これを機にインフラ老朽化対策が大きく見直され、トンネルや橋など道路施設の点検が義務づけられたところではありますが、今年に入っても東名高速道路のトンネルで照明器具の落下事故があるなど、老朽化対策に対しては待ったなしの全力で取り組まなければならない課題であると思います。そこで、国は主要な道路施設について5年に1度の点検を義務づけましたが、現在の点検状況は県内においてはどうかお聞きいたします。よろしく申し上げます。

高井道路管理課長 国では法改正がありまして、今委員おっしゃられるように、主要構造物については5年に1度ということになりました。山梨県では今、維持管理計画の中で、橋梁、トンネル、それから、シェッド、カルバート、それから、付属施設という格好になりますが、これらについては既に1巡した点検を完了しております。橋梁については既に2巡を終わっています。3巡目をもう来年

あたりから始めております。ただ、5年に1回というところですが、5年にまとめてポンポンと出すのではなくて、一応我々としては、集中的にお金が用意しづらいものですから、5年間をならして毎年少しずつやって、5年という周期をとるようにしています。

猪股委員 今の説明の中で、報道等によりますと、市町村における進捗状況が非常に悪いと聞いております。その原因は何かお聞きしたいんですけども、よろしくをお願いします。

丹澤道路整備課長 今、委員から御指摘ございました市町村の進捗でございます。まず例えば橋梁を例にとりますと、県の管理橋梁は約1,800でございます。市町村管理はこれの約3倍で5,800橋を管理しているということでございます。当然数も多いということと、点検に対する体制の不足ということで進捗がおくれている状況はあると思います。その主な原因といたしましては、市町村によっていろいろあるんですが、予算不足であったり、技術職員の不足、あるいは専門知識を持った職員が不足しているということが掲げられているところでございます。

とはいいまして、先ほど道路管理課長から県管理の橋梁についても説明がございましたとおり、点検が法律で義務化されたということでございますので、全ての市町村において、平成26年度より点検計画をつくりまして、5年間で必ず点検を全てやるという計画はつくってございます。昨年度もう既に年度の途中であったということで期間的な制約とか予算的な制約もございましたが、そのうち284橋の、全体の5%ぐらいですけども、点検が完了してございます。今年度も1,154橋、これは全体の20%ほどになるんですが、点検を完了するというので、この後2年で一回りするという点検計画を立てて進めているというところでございます。

猪股委員 説明をいただきまして、いろいろ計画は立てているということはわかります。そこで、市町村に対する支援、その対応についてどのように県のほうでは考えているかお聞きします。

丹澤道路整備課長 県内の道路施設の点検とか、維持管理計画、補修等を効率的に行うために、平成26年度から山梨県道路メンテナンス会議を立ち上げました。これは国が主導で、県が入って、あと、高速道路株式会社等入って、先ほど申し上げた、維持管理、点検等をやる、情報交換をやっている組織でございます。この中に全ての市町村にも入っていただきまして、メンバーになっていただきまして、その中で各道路管理者の連絡調整とか、あるいは点検結果とか、点検方法等の情報の共有化とか、こういうことをさせていただいてございます。特に市町村にとって大きな課題でありますのは、高速道路をまたいでいる市道橋とか、そういう大きなものになりますと、管理者との連携も非常に大切になってくるということで、こんな形で支援させていただいております。

また、さっき原因として予算ということも申し上げましたけれども、予算面におきまして、点検についての予算措置を国の交付金を活用してできるようにということで、そんな形で今、支援もさせていただいております。また、技術者不足ということにつきましては、これも最近、もう今年2回ほどやっているんですが、現地におきまして点検の実務講習会もこのメンテナンス会議の市町村支援メニューということでさせていただいているところでございます。

猪股委員 人材の面、非常に心配するところなんですけれども、今後の見通しはどのようなものかをお願いします。

丹澤道路整備課長 見通しということになります。当然点検を進めていくと、新たに補修をしなければいけない橋梁等が顕在化してくるということでございますので、それらについて効率よく補修をしていかなければいけないということもございます。これにつきましても、各市町村が既に作成してございますが、橋梁長寿命化計画を作成してございます。先ほど申しました点検計画とこの長寿命化計画、これをあわせ持って、なるべく効率よく延命化するとか、危険を未然に予知した予防保全をしていくとかいうことをこのメンテナンス会議の中でも含めて指導していきたいということでございます。今後どうなるかということにつきましては、点検が進むにつれてまたさまざまな問題も出てくると思いますので、その中で検討させていただきたいと思っております。

(橋梁の溶接不良について)

猪股委員

現在策定中の山梨県強靱化計画において、近い将来に発生が予想されている南海トラフ地震や首都圏の直下型地震に対して橋梁などの耐震化を進めるとされておりますが、先般、そうした耐震化のための落橋防止装置に意図的な溶接不良があったと報道がありました。そこで、まず県が管理する国道・県道で溶接不良の橋が27橋あると聞いておりますが、補修にはどの程度の費用がかかるのか、その辺はいかがでしょうか。

高井道路管理課長 説明に入らせてもらう前に、この件に関しまして、私どもで資料をお配りさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

杉山委員長 資料配付を許可します。

(資料配付)

杉山委員長 配付漏れはありませんか。  
それでは、説明を続けてください。

高井道路管理課長 まず、この溶接不良の件につきましては、委員の皆様方にいろいろ御心配おかけしまして、本当に申しわけなく思っております。まず今回の落橋防止装置の溶接不良の件について、概要を説明させていただきます。

今回の溶接不良は、写真の左上にございますが、橋梁の下をのぞくと、桁といって支えるいわゆるH鋼を逆さまにしたようなものがあるんですが、それにチェーン、あるいは、ワイヤの場合もあるんですが、ワイヤをつけて、地震のときに上の橋がぐらぐら動く際に、あまり動き過ぎて桁から落ちてしまわないようにとめるといふものでございます。真ん中の図面を見ていただくと、支承という黄色の三角が2ついていると思うんですが、これは通常、沓と呼ばれているものですが、今、日本で経験している阪神淡路とか東日本クラスのものでも基本的には支承が壊れるようなことはございません。それ以上のものが今後出たときに支承が壊れてしまったときに、ふだん緩くしてあるものが突っ張って、橋を落ちないようにしてくれるというのがこの仕組みでございます。

今回問題なのは、取り付けてある金物がございます。左の下のほうを参考にてもらいたいと思うんですけども、この金物ですが、重さがざっと200キロとか300キロとかある大きな重たいものでございます。これに橋梁の上部鋼工の力が思い切りかかるものですから、そういうところにつきましては、中段の下のほうにあるんですけども、溶接の仕方が、通常は板と板の角をすっと溶接するんですが、こういう力のかかるところにつきましては、先を三角に欠いて中に溶接を入り込ませるといふ技術を用います。

今回この開先の溶接工程で一部工程を省いたということでございます。まず上のほうが正しい手順ということでございます。片側を溶接いたしましたら、ちょうど真ん中のあたりのところに、溶接のかすができましてすき間があいたりしますので、これをちょっと大きく削り込みます。削って、反対側の溶接がしっかり入るようにするのが正しい手順です。それに対しまして、今回、片側をするところまでは全く同じですが、真ん中を削る行為を怠りました。これを意図的に怠ったわけです。そのために、反対側の溶接をかけたときに、真ん中にすき間があいてしまったということです。これを断面の写真で見ると、右のような格好で、ピットとかそういう格好ですき間が残ってしまいます。これが溶接欠陥でございます。今回、福井の久富産業という会社が意図的に真ん中の裏はつり処理を怠りまして、こうしたものが納品されて現場についてしまったということでございます。

以上のような内容でございますが、先ほど猪股委員がおっしゃられた費用でございますが、今、全部で、山梨県でこれまで見つかったものだけでこれが700個ぐらいためになっています。700個といえますと、普通の直工ベースでおそらく2億円近く、新品でやり直す場合かかるだろうと想定しています。

猪股委員 今資料をもって説明いただきました。補修方法は、今新しいものにかえた場合の予算ですよ。この溶接不良が確認された部材を新しい部材に交換する以外に手はないのか、その辺はいかがでしょう。

高井道路管理課長 同じく資料の右を見ていただきたいと思うんですけども、これは国土交通省の有識者委員会のほうで提案していただいている1つのやり方でございます。全部新しく取りかえなくて、一番上のものは、ワイヤというかチェーンが少し弱くなっているというか、そういうことなので、その上に黒と茶色のいわゆる突起をつけて、こちらでも力をとらせたらどうかというのが一番上の案です。それから、真ん中は、単純に溶接をもう1回削り取って溶接し直したらという案でございます。一番下は、溶接はそのままにして、当て板をやって補強したらどうでしょうかという案でございます。今、新品を含めてこの4つの案が専門者委員会のほうから基本方針として提示されております。

猪股委員 いろいろな方法があるという御説明ですけども、新品に取りかえるばかりでなくて、できるだけ予算がかからないようにできればと思いますので、その辺は県のほうでも視野に入れて対応していただきたいとおります。

#### (街路整備について)

街路整備についてお聞きいたします。9月議会で都市計画道路、田富町敷島線について、特に渋滞が著しい20号線から国道52号線間の早期整備について県の考えを伺いました。優先的に整備を進めていきたいとの回答がありました。地元甲斐市におけるこの道路の重要性に鑑み、整備について再度お聞きします。まず、質問当初のその後、竜王駅南口に大規模な商業施設がオープンしましたが、交通量や渋滞について従前と変化があったのか、その辺は御存じかどうかお聞きします。

望月都市計画課長 竜王駅南口にオープンした大型商業施設が及ぼす交通に対する影響でございます。現地で県が交通量調査等を実施してはおりませんが、所管する中北建設事務所や甲斐市のほうに状況を確認したところ、商業施設がオープンした後3日ぐらいは渋滞が見られたようですけれども、現在はオープンする前と、土日も含めて目立った交通量の増加とか、深刻な交通渋滞が起きてはいないというふうな情報はいただいております。

猪股委員 9月の質問のとき、国道20号線までの区間に関する事業展開で、現地の用地取得が15%と聞いております。その区間の事業費というのは幾らかかるのか、また今後の見通しについてはいかがなものでしょうか。

望月都市計画課長 国道20号から52号までの区間につきましては、全体事業費は約25億円を見込んでおまして、今年度までに約5億円を執行しているというふうな状況になっております。厳しい財政状況ではございますけれども、今後も引き続き予算を確保するとともに、用地取得に努めてまいりたいと考えております。

猪股委員 20から25億円と聞いておりましたが、年度で使える予算が2億円から3億円という形だと10年もかかってしまうということですよ。その辺を考えると、この件について、ほかの箇所と比べても優先的に順序をもっと上げていただき、整備を急ぐべきだと考えます。要は、拡張工事と違う。道路を抜かなければ全然渋滞が緩和できない。だから、いろいろな拡張工事とかやっているところもありますけれども、優先順位について、繰り返しで悪いんですけども、整備を急ぐべきと考えますが、その辺はいかがですか。

望月都市計画課長 先ほども総務課長が御説明させていただきましたけれども、今月中に策定する社会資本整備重点計画の中でも優先的に整備する箇所と位置づけております。田富町敷島線につきましては、市内の渋滞解消など高い整備効果が見込まれることから、優先的に整備を進めてまいりたいとは

考えております。

**(建設発生土について)**

猪股委員

建設発生土、残土処理の問題で聞きたいんですけども、今年の4月、私の地元である甲斐市の菫蒲沢地区において、建設会社が埋め立てた土砂が道路や河川の一部を侵食したため、市が昨年9月に公共物管理条例により改善を指導したとの報道がありました。また、10月には、発注工事において、残土を計画していた処分地とは別の場所に搬入したとして、建設業者が指名停止処分を受けたとの報道がありました。このような建設発生土の不適切な処理は、自然環境や生活環境に多大な悪影響を及ぼしかねません。そこで、建設発生土の処理について、幾つかの質問をさせていただきます。県の公共事業において建設発生土の処理をどのような方針で行っているのかまずお聞きいたします。

藤森技術管理課長 県土整備部が発注する建設工事から出る建設発生土につきましては、建設副産物処理基準に基づいて工事現場から搬出することになっております。まず50キロメートル以内に受け入れ可能な工事現場があるのであれば、そこへ流用をしていただく。それから、工期の関係で、そうはいつでもちょっと時期が合わないというときには、県のほうでストックヤードが準備してありますので、そこに仮置きした後、流用先の工事現場のほうへ搬出します。工事現場でその間で流用ができないという場合は、それにつきましては、県が設置した受け入れ地、あるいは事業者が設置する公共工事建設発生土処分地、または発注者と施工者との協議に基づいて選定した受け入れ地のほうに搬出するという方針で……。

(「簡潔に言って」と呼ぶ声あり)

猪股委員

今の説明にもあったように、建設発生土はできるだけ工事期間中に流用するなど有効利用することが望ましいと思います。現実的には、大量の残土が発生し、場外に運搬しているということが現実だと思います。そこで、県ではこのような残土を具体的にどのように処分をしているのか、その辺はいかがですか。

藤森技術管理課長 まず処分地が受注時に決まっている場合は、特記仕様書によってそこに残土を処分します。それから、処分地が決まっていない場合は、これは8キロという運搬距離を仮定いたしまして、その範囲内で捨てていただくということです。それから、小規模なものにつきましては、4キロメートル以内で処分場を探していただいて、そこに搬出処理をするということになっております。

猪股委員

県発注工事で発生する残土処理方法についてはわかりましたが、公共工事の残土は市町村が発注する工事においても大量に発生しております。市町村でもこの処理に同様な問題を抱えていると思いますけれども、県では市町村工事に発生する残土に対して何か指導や支援を行っているのか、その辺はいかがでしょうか。

藤森技術管理課長 先ほど説明しました、事業者が運営している公共工事建設発生土処分地は、従来、県の発注工事だけが利用対象でしたけれども、6月からは市町村もここに入れられるようにしております。それから、市町村独自で処分地をつくりたいというお尋ねもありますので、そのときには協議あるいは助言等の指導をしております。

**(建設発生土の適正化に向けた取り組みについて)**

猪股委員

ここが一番問題ですけども、一方で、残土は公共事業だけではなく、民間工事でも発生するわけです。建設発生土のさらなる適正処分のためには、官民の連携が必要と考えられます。そこで、建設発生土の適正化に向けて、県では民間事業者を含めてどのような取り組みを今後していくのか、その辺をお聞きいたします。

藤森技術管理課長 国土交通省におきましては、官民一体となった建設残土の有効利用を図るために、建設発生

土の官民有効利用マッチングを試行しております。これは従来、公共工事だけの流用あるいは民間工事だけの流用ということでやっていたんですが、これを官民連携するということで情報共有をするためのシステムづくりをして、今年から運用しているところです。

**(甲府市内における大規模開発について)**

飯島委員 甲府市向町の付近の件で教えていただきたいと思います。大規模な開発が行われているような気配を受けるんですが、2年ぐらい前に家電の量販店とホームセンターがオープンして、その西隣に広い更地があるんです。ここは市街化調整区域だと認識しているんですが、まずはこの状況を把握しているでしょうか。

望月都市計画課長 現地でブドウ棚が撤去されているような状況は確認しておりますけれども、書類的な協議はまだ都市計画的には行われていない状況でございます。

飯島委員 今の答えですが、一体ここは、誰が何をしようとしているというか、そういう内容的なものもわからないんでしょうか。

望月都市計画課長 市街化調整区域で土地利用の変更を行うときには、都市計画法の手續のほか、農地法の手續がございます。農地法の手續がどういうふうになっているかというところ情報は得ておりませんが、都市計画法上の手續にはまだ手がついていないような状況で、今の委員の御指摘のような情報はまだ入っておりません。

飯島委員 今まさに農振法と都市計画法がどうなっているかと伺おうかと思ったんですが、これもさらに調べていただきながら、開発の気配があるんですけども、これは県の都市計画のマスタープランと整合するものですか。そこまでわからないならわからないでも結構ですけれども。

望月都市計画課長 ブドウ棚を撤去して更地になっているという状況は確認しておりますけれども、何が実際に行われるのかというところの情報がないので、それにはお答えできない状況でございます。

飯島委員 規模が大きい割にはそういう情報がないということで、もうちょっと早くそういう情報を得て教えていただきたいと要望であります。

**(橋梁の溶接不良について)**

先ほど付託案件の中で質問しようかと思ったら、当日配付された箇所表の中になかったので、所管ということでお伺いしたいと思います。12月5日の山日の新聞報道に、県管理の27の橋に溶接不良があるというのが見つかったんですね。私はこれに関しても、先ほどの予算の10億円の中でやるのかと思いましたが、繰り返しになりますけれども、箇所表の中に見当たらなかったものですから、これは一体どういうふう処理するのかお伺いします。

高井道路管理課長 まず補修を速やかに行っていかなければならないことは間違いありません。今のところ、やはり元請業者さんの監督といいますが、そういうこともあると思いますので、例えば契約上の瑕疵担保請求を使って直していただくとか、そういうことについて考えていきたいと思っています。

飯島委員 予算のお金の問題がありますから、こういうことが報道されて私もそうですが、県民も不安を感じているので、速やかに対応していただきたいと思います。

**(ダイナミックやまなし総合計画に関することについて)**

安本委員 ダイナミックやまなし総合計画が今議会に提案されていますので、若干お伺いしたいと思います。前置きが長くなって申しわけないんですけども、総合計画は以前10年というスパンのものが多かったんですけども、前知事は、先行き不透明な時代もありましたので、行動計画とい

うことで、任期4年ということで県に対してさまざまな新しい芽を見出されました。今回新しい知事につきましては、ダイナミックやまなし総合計画、計画期間は5年間ということですが、さまざまな、リニアの駅の開業とか東京オリンピックありますので、それから、人口ビジョン、こういったものも求められて総合戦略もできました。今世紀後半を見ずえての5年間だということで、その第1の土台づくりということで出されたところです。

そして、県議会に上程されることになったということはそんな古くからではありませんで、8年前に、県議会としてこれまでの予算・決算の審査だけではなくて政策にも積極的にかかわろうということで、総合計画については議会に諮るということで、提案されたのがここにいらっしゃる中村委員だったんです。県議会としても、新しい政策機能を担っていくんだと、しっかりと審議するんだということで、前回4年前は横内県政の見直しでしたので、今回が初めてフルバージョンで県議会において審査されると思っています。委員会に諮られているのは総務委員会なので、所管で質問させていただくしかないんですけども、中を拝見して気づいた部分について何点かお伺いをさせていただきたいと思います。

基本的事項の94ページですけども、新しい言葉も幾つか出ていますので、簡単に聞きますので、簡単にお答えをいただければと思います。5の「健やか快適環境創造プロジェクト」の政策5の「魅力あふれる景観・環境づくり」ですけども、2つ目の箱の中に地域景観リーダーの育成ということが書いてあります。地域景観リーダーって今まで聞いた言葉ではないと思うんですけども、簡単にどういうものかお伺いしたいと思います。

長田美しい県土づくり推進室長 地域景観リーダーの育成の趣旨ですけども、景観形成とか、美しいまちづくりといったものは、どうしても地域に根差して持続をさせなければならないということが重要だと思っております。そのためには、行政ばかりでなく、地域が主体となった取り組みをしていくということが大事だと思っております。そういったことから地域が主体になるんですけども、その中には、音頭をとったり、まとめ役になっていただける人が必要だと、そういう人がいないとなかなか進まないということがございまして、そういった人をとりあえず市町村の職員の中とか、あるいは地域でそういったことに興味がある方とか、あるいはNPOの方とか、そういった方にお声をかけまして、景観づくりのノウハウを持ったリーダーとして地域へ入って活躍していただきたいということから始めたこととございます。

安本委員 続いて、その後、電線類の地中化等の取り組みを通じてという、ここが景観づくりのところだからだというふうには思うんですけども、一番下の成果指標の中に、本県の魅力的な景観を代表する富士北麓地域の電線類地中化の延長というのが目標値になっています。これは先ほどの社会資本の計画の中にも目標あるんですけども、いろいろな議会の場で、電線類の地中化というのは、安全安心の面で、防災の面で非常に重要な事業だというふうに認識しています。今回県の強靱化計画も出ていると思いますけれども、県の強靱化計画はここでは部門計画というふうに位置づけられていますけれども、防災の面、強靱化という観点では県の総合計画より上位計画に当たると私は認識をしています。そういう中で、防災の際の緊急輸送道路に電柱が倒れてしまうとか、電線が切れて、そこにさわって二次被害を受けるとか、そういった観点も非常に重要ですけども、この電線類の地中化について市街地のそういう事業というのはここには書かれてはいないんですけども、どのように進められていく予定なのかお伺いします。

高井道路管理課長 今、県では、甲府市内で7路線、7工区、電線共同溝の事業をしております。北麓では逆にそれよりも約半分ぐらいしかやっております。ですから、北麓は重点化していくんですけども、市内についても現在やっております事業について引き続き継続してやっていきます。

安本委員 期待していますので、よろしくお祈いします。

それから、次のページです。まさに安全安心ですけども、ここに書かれてあることだけじゃなくて、参考資料で主な施策・事業というのがあります。その中の95ページ一番上、右上ですけども、13に「新たな手法による交差点整備の推進」というのがあります。ここにラウンドアバウト交差点というふうにあるんですけども、マスコミ報道では、富士川町で計画されてい



るといのも伺っているところですが、どういうふうに検討されていくのかお伺いします。

丹澤道路整備課長 ラウンドアバウト交差点につきましては、今委員の御発言にございましたとおり、富士川町の富士川病院、旧鵜沢病院前のところで1カ所やっております。このラウンドアバウト交差点については、災害時に有利だと、災害時に対応力があるということでございますけれども、これは信号が要らない交差点であるということと、一方通行で交通を制御化できるということで、災害時においても混乱を招かないという、そういったメリットも挙げられてございます。

ただ、逆に、交通量が多い場合は、通常時において、処理能力を上回ってしまいまして、交通渋滞が発生するということもございます。これはいろいろ考え方あるんですが、普通に4枝の交差点、十字交差点であれば、1日の交通量が1万台を超えると非常に運用が難しいというふうなことも言われております。そうすると、おのずとラウンドアバウト交差点を普及していくということになると、地方部の交通量の少ない道路だとか、あるいは市町村道を主体に適用を広げたいと、このように考えているところでございます。

この普及につきましては、今申し上げたとおり、市町村道が主体になりますので、なるべく市町村にこの整備手法を周知しながら新たな事業箇所の掘り起こしをやるということと、あとは、鵜沢病院前が来年2月に完成、運用するというところでございます。交通管理者等も一緒にこの効果を検証して、次のステップにつなげていきたいと思っております。

安本委員

あと1つですけれども、基本的事項の96ページに、成果指標の中にリニア駅から30分到達圏人口カバー率という、これ、県土整備部の所管の指標だと伺っています。目標値が平成31年71.4%なんですけれども、私、この期待される政策効果の文章を読んでいて、最後に、取り組みが順調に進んでいるという、順調にと書いてあるのはここだけなんです。あとは、進んでいますとか何とか。余裕というか自信があまりないんだと思いますけれども、こういった施策をやりながら、30分で駅まで行けるということを実現されようとしているのかお伺いします。

丹澤道路整備課長 30分到達圏の拡大につきましては、おのずと圏域間をつなく、要するに、主要幹線道路とか高速道路、あるいは高速道路へのアクセスをよくするとかという、こういった長距離トリップを相手にした整備が非常にきいてくるわけでございます。具体的に申しますと、この30分カバー率は62.5%から平成31年までに71.4%と掲げてございます。これは2年ほどで完成します中部横断自動車道の増穂・新清水間が開通するという、あとは、中央道の笛吹スマートインターチェンジ、あるいはリニア駅の直結の甲府中央スマートインターチェンジを平成31年までを目標としてございます。西関東連絡道路で申しますと八幡・岩手間が開通するというところでございまして、各方面に主要幹線道路の整備が行われるということで、平成31年まではこれらを完成させて71.4%にすると考えております。最後のリニア開通までには、新環状道路の東部区間あるいは北部区間を広げていくと、さらにそれが上回った数字になっていく、上乗せできるということで計画をさせていただいております。

安本委員

最後にお伺いしますけれども、前知事の計画と比較して別に甲乙をつけるというわけではないんですけれども、県土整備部として今回の総合計画、どういう点に配慮されたのか、どういう点に力を入れられたのか、特徴について部長のほうからお伺いをしたいと思います。

大野県土整備部長 総合計画の施策に優劣はつけがたいところはございますが、私ども県土整備部では、この総合計画並びに強靱化計画を受けまして、先ほど説明いたしました社会資本整備重点計画の中で私どもの部が推進する施策、どういう点に重点を置いていくのかということを示しております。その重点計画の大きな特徴でございますが、総合計画と同様に社会資本整備重点計画も5年計画でございますが、私どもは長期にわたる施策もございまして、特に今後リニア開業までの10年余りというのが今後山梨県のインフラ整備にとって非常に重要な期間でございますので、さまざまな施策、特に5年間の指標にこだわらず、指標の中には、リニア開業までにどう目指していくのかというような指標も入れて長期的な視野を持って取り組んでいきたいと思っております。

さらに今回の計画は、先ほど説明の中に図で示しておりますが、オリンピックまで、またリニ

アまでに山梨がどれだけインフラ整備が進んで、どれだけ優位な状況になるのかということ積極的に示すことによりまして、いろいろな県外からの投資を促進したり、また、県内の地域振興に生かしていただければということで、そういった計画づくりを行ってきたところでございます。

**(土砂災害対策計画について)**

清水副委員長 山梨県の土砂災害対策計画についてお尋ねいたします。土砂災害防止警戒区域が7,089カ所、土砂災害特別警戒区域が6,049カ所設定されていて、ものすごい数だなと思って見てるんですけども、この対策工事というのはどこまで進んでいて、終了したのがどのぐらいで、現在進んでいるのはどのぐらいかというのをお尋ねしたい。

保坂砂防課長 これまで対策を行った箇所につきましては、約1,000カ所で対策に着手しております。また現在対策中の箇所は143カ所でございますので、残りは対策が終わっている。約800カ所終わっているという状況でございます。

清水副委員長 ありがとうございます。災害対策に対して、地震大国日本ですから毎日のようにぐらぐらして、災害の可能性というのが毎日毎日変化していると思うんですけども、こういった7,089カ所、6,049カ所と指定した以外に対策箇所が発生しているんじゃないかと心配しているんですけども、その辺の見きわめというのは誰がどのようにされているのでしょうか。

保坂砂防課長 現在指定したのは、平成23年度に指定を完了しております。直接県内に大きな災害が発生して地形の変動等があった場合には大幅な見直しはやっていかなければならないかなと考えますが、現在のところそういった直接被害、大きな被害が発生しているという状況でない中では、開発が起こった箇所とか、施設整備が起こった箇所、そういうところの部分的な見直しを行っているということでやっていきたいと考えております。

清水副委員長 最後にありますけれども、指定箇所というのは、当然そこに住んでいる地域の人とか住民とか等の生活に密接な関連あるんですけども、その辺の打ち合わせとかはどのような形でその連携で指定されているのでしょうか。

保坂砂防課長 指定までの周知ということだと思います。まず県では、指定に当たって、市町村と連携しながら、意見を聞きながら指定しているという状況でございます。また、指定した後は、市町村が県の支援を受けてハザードマップを作成しております。これを各戸に配布したり、またホームページに掲載する、そういったような状況で住民の方にも知らせている状況でございます。また、県でもホームページ等で指定の箇所がどういうところなのかというものを掲載し、県民の方に周知しているという状況でございます。

**(公共工事の検査体制について)**

望月勝委員 先ほど大野部長からもお考えを聞いたわけですが、県の公共事業、建物、道路、橋梁等、先ほどから問題が出ています。溶接問題、これに対しては、元請、下請の中で、県の検査時の検査官が検査をするというようなことも、新聞やテレビ等でも出ているんですけども、10年以上も同じ検査官がやるということは癒着、なれ合いの心配もあり、いかがなものかと思うんです。県として公共事業の完成時の検査官、第三者機関へ託した検査をしたほうがいいんじゃないかという専門家の話もありますけれども、県としては完成時における公共事業の検査官の対応を大野部長にお聞きして終わります。

大野県土整備部長 工事の検査を誰がやるのかというのは、行政の立場から申しますと、今までもきちんと検査をやってきたという自負はございます。また、民間に比べて、私どもの検査をする技術力は劣っているとは思っておりません。特に山梨県内の技術力の状況を考えますと、民間と行政でも、私は行政のほうが技術力は高いと思っておりますので、やっぱりそこはきちんと行政でしっかりした目線で検査を今後も行っていくべきだと思っております。

ただ、御指摘のとおり、事実に長期にわたって、もしそれで目線が偏ったり、また、ないとは思いますが、それで不正なんていることはあってはならないと思っておりますが、そういう面はきちんと組織の中で対応してまいりたいと思っております。

望月勝委員 部長の話聞いて安心しましたから、県民もそれを多分願っていると思っておりますけれども、ぜひよろしくお願いします。

(土砂災害警戒区域について)

望月利樹委員 土砂災害警戒区域内、先ほど清水委員からもあったんですが、その中に学校施設が点在しているということが、調べたところありました。先ほどあったように、土砂災害警戒区域が7,089カ所、土砂災害特別警戒区域が6,049カ所ということですね。その中に小学校、中学校などの学校施設が何カ所あるのかお聞かせください。

保坂砂防課長 学校施設のうち、土砂災害警戒区域の中にあります小学校の数は36校、中学校の数は18校で、合計54校と把握しております。

望月利樹委員 学校施設というのは、地域の避難場所でもあったりします。先ほど社会資本整備重点計画の中でも、指標3の中に定義された部分の災害時重要施設として位置づけられている部分もあります。現在、学校施設に対する土砂災害対策、安全安心な対策ということですが、どのような状況でありますかお聞かせください。

保坂砂防課長 学校施設に係る対策につきましては、これまでに26校に係る箇所について着手しております。現在、10校に係る事業を実施中でございます。

望月利樹委員 全部、安全安心を守り切れていないという状況だと思います。これからもしっかりと土砂災害の対策をやっていくということですが、今後学校施設に対する土砂災害対策はスピード感を持ってやらなければいけないと思っておりますが、どのように進めていかれるのかお聞かせください。

保坂砂防課長 特別警戒区域にある学校の災害時重要施設の指定のある箇所については、優先的に整備を進めていきたいと考えています。また、市町村とか市町村の教育委員会と連携しまして、砂防移動教室などによる防災教育を実施しまして、土砂災害警戒区域の周知など防災知識の普及啓発にも、普及のソフト対策にも努めていきたいと考えております。

望月利樹委員 繰り返しますが、避難する場所でございます。子供たちの安心安全を守っていく場所でありませう。震災のときの例もありました。きょうはこのぐらいで終わりますが、しっかりと私も注視していきたいと思っておりますし、また、社会資本整備重点計画の指標の一環でもありますので、スピード感を持って整備を進めていただければと思っております。以上終わります。

主な質疑等 森林環境部関係

第88号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(治山事業における繰越明許について)

猪股委員 説明の中で、県民の生命・財産を守る治山事業を計画的に実施していくことが大変重要なことと考えております。今回治山事業において9月補正と合わせて12月補正後、繰越明許費が4件1億400万円余を計上していますが、昨年度の同時期と比べて減っているのかふえているのか、その辺をお伺いします。

橘田治山林道課長 治山事業における繰越明許費でございますが、箇所数、計上額とも昨年の12月に比べて減っております。具体的には、平成26年度12月議会では、箇所数で5件1億4,000万円を計上したところでございます。治山工事につきましては、標高の高い山間部での工事が多いことから、冬季の施工が困難となるため、早期執行に努めているところでございます。

猪股委員 繰り越しが減っていることはわかりました。そこで、治山工事の今年度の施行率はどんなものなのか、また昨年度と比較してどうなのか、その辺はいかがですか。

橘田治山林道課長 治山工事の執行率でございますけれども、11月末で98.1%でございます。昨年11月末の執行率は95.8%ございましたので、昨年の同時期に比べまして現在2.3ポイント高くなっている状況でございます。

猪股委員 これは答弁は要りませんけれども、今後も計画的に治山工事を発注し、県民の安全安心を確保していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(森林整備後の活用について)

望月勝委員 現在、特にエネルギー関係、太陽光発電の関係の乱開発ですか、森林を伐採して乱開発したり、また災害的な面も起こるということで、先般も身延町でも森林を伐採して、そこで太陽光を設置ということで、町と県でいろいろ対策を練っていただいたり、また監視をしていただいて、その件は業者も撤退したということでありましたが、話によると、最近北杜市でもそんな状況が出て、森林の育成・整備ということで、国とか県の補助金を使った中で整備した森林を伐採、また皆伐してしまったりしたところに太陽光の発電を、パネルを設置して問題になっているような状況があります。

これは補助金を使って森林の伐採、育成、また除伐、そうした整備の関係で行ったところで、法的に違法はないと言えないかもしれないですけども、それが返還したからいいということじゃなくて、せっかくの補助金で森林整備している中で、また間伐とかそういう整備が済んだところを今度は皆伐してしまって、そういうものに使うことはいかがなものかという、一般社会的にも問題になります。

その辺について、北杜市でもそんなことがありまして、森林整備の補助金を使って間伐とか除伐とか整備をしたところを、今度は皆伐してしまって太陽光発電を設置したと。そこで、県でも指導したところで、その補助金は返したと。返したからいいじゃないかということで、返してしまえばいいというんじゃないかと、それだけの目的を持って森林整備をした、補助金を出したという中で、県ではその辺の対応をどのように考えているのか伺いたいと思います。

島田森林整備課長 森林整備を補助金を使って実施して、そこが太陽光発電の施設になってしまうといった事例がございました。県では、もともと補助の目的がありまして補助をしておりますので、これまでもそういった事例はありまして、ただ、それは太陽光発電もなく、ほかの用途に森林を転用するということがありました。そういったことがないように、これまでも森林組合等の事業者が森林整備を土地の所有者から委託を受けてするときには、所有者に対して県がつくったチラシ、この森林というのは補助金を使って整備したものでありますので、国の要領では5年間は補助の目的を達成しなければならない期間と定められていますので、5年間はしっかり森林の状態を管理するようにといったようなパンフレットを配ったりもしております。

一方で、林地開発制度というものがございまして、これは森林所有者の個人財産を管理する権利といえますが、これがもとになっております。1万平米を超えて森林を開発する場合には、同じく森林法によって県の許可が必要と。この許可については、森林の持つ機能をしっかり守った上でということになりますので、水害の防止とか水の確保、土砂災害の防止、こういったものについて定めた基準がありまして、この基準をクリアした場合には許可しなければならないという制度であります。

そうしたことで、森林の機能についてはしっかり県も審査する中で許可を与えている。一方で、県も森林整備を非常に重い課題として推進しておりますので、そうしたものに対しては補助金も有効に活用しながら森林も整備しなければならないということで、そういったことがないように啓発活動も行っているところであります。補助金は、これは国の制度になりまして、補助を受けて森林整備を行った事業者が5年以内に森林を転用する場合には県に届けることになっておりますので、県に届けが来ております。今ちょうど起こっている案件につきましては、県はこれを受理しまして、国のほうに、補助金が17万円ぐらいですけれども、そうした補助金の返還の手続きを今、進めているところであります。

望月勝委員

4年目に入った森林環境税等も利用されて森林の整備、里山林の整備とかそういうものをやる中で、里山林、そういうものを皆伐、今言った太陽光発電へ転用するという状況も県下のあちこちで出ているようでございます。そうした中で、県有地でもそういうところがあるのかどうか、また県の指導として、今言ったような1万平米を超える開発においては許可が必要、1万平米以下のところにおいては許可を受けなくてもできるのかどうか、そういうところの民間業者に対して県としての指導・対応というもの、それから、国、県の補助金を使って民間の業者、また民間の所有者もそうですけれども、民間にそれを売ってしまうとか、またそこを転用して貸してしまうとかそういうことを、これからは県としての指導体制、また監視体制をどのようにとっていくのか伺いたいと思います。

島田森林整備課長 御質問ありました森林環境税も今現在一生懸命4年目でやっております。税事業に関しましては、所有者と協定書を結んでございまして、これは事業を実施した場合には20年間木を伐採してはいけないと。また、30年の転用の禁止といえますが、そういったことの協定を結んでおります。これは国の補助金以外にも県の森林環境税という特別な財源を使っておりますので、そうした特別な協定を結んで、転用がないように努めているところであります。

それから、県有地につきましては、これは民間事業者がそういう中で実施するということは、県有地の貸し付けということで、これは転用とかそういうことではないということでもあります。引き続き、指導体制というところというと、森林環境税を使ったところについては、協定書の遵守、それから、国の補助金のみの場合については、やはり森林組合等について研修会等で、事業を実施した場合には少なくとも目的を果すまでの転用をしないようにと、そういった指導をしていきたいと考えております。

望月勝委員 私これから心配するのは、地域でもそうですけれども、太陽光発電をすることは、エネルギー問題の中でも県でも奨励しているわけですが、それによって森林とか農地とかが乱開発されて、災害に関係してくる問題だと思うんです。水害とか、また土砂崩れとか、そうした状況が出ますので、ぜひその辺も森林環境部としても、山林、森林の面においてはこれから注意していただきたい。そしてまた、今中国の経済情勢も落ちてきて、中国の産業界、企業家たちがこちらへ来て、太陽光、また水等の問題もあります。水源を買い込むとか、今言った太陽光を日本の業者がやっていて、施設つくったら今度中国の業者に転売しているとか、一時そんなことも見られたわけですが、そこら辺の監視体制も森林環境部としてもこれから特に注意してもらいたいと思うんですが、その点をお伺いしたいと思います。

島田森林整備課長 災害面に対する注意ですけれども、こちらについては11月にエネルギー局を中心に太陽光発電のガイドラインをつくりました。林地開発で審査する基準に加えまして、県としてのガイドラインについても遵守するように、これを早速、ガイドライン制定の翌日にも当部の職員もエネルギー局と一緒に現地を回りまして指導をしているということで、ガイドラインの遵守を進めるように努めてまいります。

それから、中国の企業とかそういったものですね。これは平成25年度に地下水及び水源地域の保全に関する条例を制定してありますので、森林の売買をする場合には、事前に県に届け出るということが義務づけられております。こういう中で、今の地主がどのような方に土地を売買ったのかとか、あるいは賃貸借したのか、そういった情報は得るようになっておりまして、その都度、助言等もできるようになっておりますので、そういう中で適正な森林の利用について確保していきたいと考えております。

望月勝委員 特に市町村との関係、また情報交換を密にさせていただいて、こうした情報は県だけでは情報が入ってこない状況もあるかもしれないものですから、市町村等からも情報を得るような、そうした連携を密にさせていただきたいと思います。

特に心配しているのは、北杜市の高根町の141号線、見てくれなんて言われたこともあるんですけれども、その問題、先ほどの補助金との関係は、県としては法的には別に問題はなかったですか。

島田森林整備課長 最初の御質問の市町村との連絡をということで、市町村につきましては、森林法で土地の売買が起こった場合には、事後で届け出るという義務になっております。県が事前に情報を得て、今度は売った後に、事後に国の法律に基づいて市町村に届けるようになっております。県は市町村に届けた情報をいただいて、そこで確認もできるという形でやっております。

それから、北杜市の案件が先ほどちょっと触れましたところで、林地開発許可が出てきまして、そこは防災上の問題がない設計であるということも確認して許可もしております。そのときにやはり補助金の問題がありましたので、補助金について確認もしております。それは返還の手続きをしたいということですので、現在、国に対して返還の手続きをしているところであります。

望月勝委員 山林所有者、県下全体見てもそうですけれども、山林の価値観が落ちてしまっているということ、また材木の単価の下落ということで、山林所有者の山林に対する関心が非常に薄れてきて、買ってくれる人がいれば、中国でも東南アジアでもいい、買ってくれる方に売ってみたいという人も大勢いる、だまされやすい状況もあります。今の水資源、それから、太陽光発電等の業者の方もこれからかなり海外、東南アジアからこの日本へ、また山梨県あたりにも入ってくる可能性もあるかもしれないんですけれども、そこらはまた県でも山林所有者、森林組合、市町村へも指導を徹底してお願いしたいと思います。

島田森林整備課長 先ほどの条例の関係で、所有者の方からの届け出る義務ということにつきましても、毎年必ず年度初めには市町村の担当者によります会議等も開きまして、また森林組合は日常的に森林情報もすぐに入ってくる場所がありますので、そうしたところの情報共有といたしますか、そうい

ったことには絶えず注意を払っております。それと、林地開発と森林の売買が結びつくことが多いものですので、これは各林務環境事務所でも一緒に1つの案件として絶えず捉えるようにと、そういったような姿勢で仕事しておりますので、今、委員おっしゃるような、所有者情報の把握には今後も努めてまいりたいと思います。

**(森林技術総合研修所の誘致について)**

飯島委員

森林技術総合研修所の誘致について伺いたいと思います。9月議会でも、この委員会の場で質問させていただきました。その後、11月6日に第2回の有識者会議が開催されたということを知っておりますけれども、この中で国と県ではどのようなやりとりが行われたのかお伺いしたいと思います。

若林森林環境総務課長 ただいまの政府機関の地方移転に関する御質問にお答えいたします。今、委員の御指摘のとおり、11月に道府県と各府省庁との意見交換が行われたところでございます。また同時に、12月初旬には有識者会議が行われておりますが、私ども、府省庁の意見交換では、県庁といたしましては、知事政策局が窓口になって一連の交渉を行っております。そうしたことから、その内容を我々も聞いた範囲では、当県としてのメリットを申し上げた上、また、国としては、移転するに当たっての課題とか、山梨県に行った場合の有利性とかについての問い合わせがあったと、そのように聞いております。

飯島委員

公表されている会議の議事録がありまして、森林技術総合研修所については、本県は必ずしも東京圏にある必要はないという提案をしているんです。一方、林野庁は、研修の質を落とさずの確に実施するためには、研修生の利便性や講師の確保をはじめとする諸条件を整える必要があると、ちょっと温度差があるということです。ただ、これを誘致するというに皆さんそれで目的に向かっていくわけでありますから、この温度差を、溝を埋めなければいけないですね。そのためには、こういうふうに言われっ放しじゃなくて、さらに本県がこれを誘致するのに向いていますよという主張はどこかでやったんでしょうか。それとも、これからやるんでしょうか。

若林森林環境総務課長 ただいまの本県としての主張の件でございますが、公表されている議事録にありますような内容は当然やりとりとしてあったわけですが、それ以外にも、当県のメリット、それから、東京に近接していることの優位性とか、そういった資料は逐次提供し、こちらとしてもしかるべき主張はしております。また、今後、有識者会議の中で国としてそれを生かしていただくことを私どもとしては期待しております。

飯島委員

当然ながら競争もあるわけですから、説得力を持ってこれからもやっていくと思いますけれども、随時そういうことにやっていただきたいと思います。

それでは、今後の検討スケジュールと、それから、いつまでも時間があるというわけではありませんから、今段階での本県への移転可能性というのはどのように見えていますか。

若林森林環境総務課長 まず今後のスケジュールでございますが、年内中には有識者会議が開催されると伺っております。その上で、明年3月のまち・ひと・しごと創生本部におきまして、政府機関の移転の基本方針が決定されるということで、ここで最終的な決定を見るものと思っております。ただ、この間の交渉スケジュール等については、当部としては特に把握はしておりません。これは交渉窓口が知事政策局であるがため、こちらとしては把握してないものでございます。

それから、現段階での移転の見込みということですが、我々としては全力を尽くしておりますので、この移転については必ず達成できるものと信じております。ですが、こちらに決定権があるものではございませんので、引き続き頑張りたいと思います。

飯島委員

これについてはかなり入れ込みもありますし、ぜひ達成していただきたい。それには、相手があることですから、相手を研究してもちろんやっていると思いますが、知事政策局という言葉もありましたが、横のつながりもしっかりしてやっていただきたいと要望して終わります。

(GISシステムについて)

清水副委員長 1月4日に当土木森林環境委員会が南都留、大月、北都留、富士北麓の森林組合の皆さんと現地調査を含めて意見交換会をさせていただきました。質疑を行う中ですごく有意義だったんですけども、2点ほどお尋ねしたいことがございます。

まず1点は、森林組合から出た内容ですけれども、境界確定の資料として、GISというシステムがあると。これは県が保有して使っているシステムであると聞いたんですけども、どんなシステムなのか御説明をいただきたいと思います。

島田森林整備課長 GIS、特に森林GISというものですけれども、ジオグラフィック・インフォメーション・システム、地理情報システムということです。これはこれまで紙で管理しておりました森林簿、森林簿というのは、森林の住所とか、所有者とか、それから、そこにある木の状況、そういったものが示されたものがあります。それともう1つ、森林計画図というのがありまして、これは地図です。等高線とか、筆界とか、そういったものが入ったもの。これを電子化して1つのシステムとしてコンピューターで一体的に管理するシステム、これが森林GISと言われているものがあります。

清水副委員長 具体的には今どういう使い方をされているのでしょうか。

島田森林整備課長 県では今のシステムを平成25年度に開発しまして、昨年度から運用を開始しておりますけれども、具体的には、実際に森林経営計画ということで、森林所有者が間伐とか、それから、その後、森林を育てていって収穫する、そういった計画をつくるときに、なかなか個人の森林所有者だけですと非常に所有規模が小さくて効率が悪いものですから、森林組合は、森林経営計画を立てるようにしております。これは国のほうでも補助金を使うときには森林経営計画を、30ヘクタールぐらいの森林を取りまとめて1つの区域をつくって効率的な整備をするというような条件もつけております。その計画をつくるときにこのGISというのは非常に有効でありまして、所有者と地図と木の状況が1つの画面で把握できると、そういったところで主に使っております。

清水副委員長 当日、森林組合の方から、こういうシステムを有効に自分たちも使いたいんだけど、今、使えない状態であるということで、ぜひ使わせていただきたいという強い要望があったんです。これは可能だと思うんですけども、いかがでしょうか。

島田森林整備課長 GISシステムそのものは県のつくったシステムでありまして、県以外の方がそのシステム自体を使うことはできないんですけども、そこに入っているデータという、地図情報と、それから、所有者情報等につきましては、認定事業者と言われる森林組合等には提供することができるようになっております。そこで、幾つかの事業者では既にGISというソフトウェア自体は有償でありましたり、無償でダウンロードできるものもあったりして、それを手に入れて、そこに県に対してデータの提供申請があります。そうすると、森林組合が取りまとめをしたい地域の情報については森林組合に提供するようになっております。そういったことについて森林組合を対象とした研修等も行っておりますので、引き続きそういった支援もしてまいりたいと考えております。

清水副委員長 平成26年から使用開始ということで、まだその辺の認知度も浅くて、説明もまだ行き届いていないからこういう意見が出たのかなと思うんですけども、今のお話でよくわかりましたので、ぜひフォローアップをお願いしたいと思います。

(森林組合の運営について)

別の質問させていただきます。同じ席上で、森林組合4つとも、財政的に非常に苦しいと。体質的にも、あるいはやっている事業内容によっても非常に大変だけど、財務内容が今どのような状態なのかというのを、ざっくりでいいですから、お話しいただきたい。



桐林林業振興課長 森林組合につきましては、県内には11森林組合がありまして、そのうち2組合がいわゆる累積損失、プラスではなくてマイナスを抱えている状況であります。また、同じく累積の剰余金でありますけれども、今言いましたように、2組合がマイナス、それから、100万円台が6組合、それから、1000万円台が3組合という形でありまして、財務状況は厳しい組合が多いという状況であります。

清水副委員長 苦しい要因というのは何点か挙げられると思うんですけども、どんなことが考えられているんでしょうか。

桐林林業振興課長 苦しい理由は、売り上げ自体はそれぞれがそれなりにというところでありまして、当然人件費といったところもあるんですが、やはり施業ですね。今、森林組合は民有林を施業していくといったところが本来の役割であります。その民有林につきまして、すぐにできるところは当然できるんですけども、例えば境界がなかなか確定できないとか、所有者がなかなか確定できないとか、あるいは所有者のほうにいろいろアプローチしても、「うちの山はまだまだいいよ」というふうに理解が得られないとか、なかなか民有林施業を大きく展開できていないといったところが大きな課題かと考えております。

清水副委員長 それは先ほどのGISシステムみたいなものの活用によってかなり好転するという方向性は見出せるんですか。

桐林林業振興課長 ツールといいますか、手段としては非常に有効なものだと考えております。それともう一つは、やはり所有者に代わって、施業をして、木を伐採しますと、今まで自分たちが出した金額に対してプラスで売れば当然所有者もプラスになるんですが、マイナスになってしまうという状況であれば、当然、所有者の方もなかなかうんとは言っていないと思いますので、まずそういった非常に有力なツールを使うということと、所有者の方への理解といったところが重要かと考えております。

清水副委員長 ありがとうございます。その質疑応答の中で1つはと思ったことがございます。それは、本業はやっぱり林業ですけども、その林業の本業をベースにした弁当箱を使ってそれを商品化したらヒットして好評だと、こういうお話がございまして、こういう分野へも今後展開していきたいという話を聞いたんです。用途開発、商品開発というのは、普通民間一般では一番お金とパワーをかけてやるところですけども、林業業界ってなかなかそういうところがまだまだ未開発なところがあると。それで、やっとそういうところに足が入ってきたかなというのを感じたんです。

用途開発、商品開発、そういうものに県としても全面的にいろいろなノウハウをお持ちなので、バックアップしていくといろいろな用途開発ができていくんじゃないかなと、こんなふうに思います。ホンダが自動車からジェット機に移ったと、ああいうような形で、基本的なものがしっかりしているところにはいろいろな用途の開発の可能性があると思います。その辺の用途開発、用途提案、それが新しい林業の分野かなというふうに私も審議の中で思ったんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

桐林林業振興課長 今回の委員の御意見にありますとおり、いわゆる弁当箱につきましては、上野原でいろいろな人たちが協働しながら、森林組合も入ってつくり上げていったという、非常にいい事例であります。私どもとしまして、やはりいろいろな分野に出て、木材をさまざまな用途で売り出していくということは非常によいことだと考えております。そういった形で、今、委員からありましたとおり、異業種との連携とか新製品の開発ということは重要なことであると私どもも思っているところであります。

ただ一方、先ほど御説明いたしましたとおり、森林組合自体はまだかなり財務基盤も弱いところがありまして、例えばその場合ですと、そのようなことがわかっている人を雇うとか、あるい

はそういう人たちからアドバイスを受ける必要とか、そういった人件費的な要素も絡んでくると思いますので、森林施業の効率的な実施とか、また人材育成といったようなところの指導を行いながら財政基盤を強化し、より広い分野に出られる組織体制を築いていくことや木材のより発展的な展開について指導していきたいと考えております。

清水副委員長 その会議の席上、若い方がいて、用途開発、用途提案に非常に意欲的な方がおったんです。そういう方をベースに、新しい林業のあり方というか、林業の分野が新しい方向に行っていたらいいなと。そのために県としても全面的にいろいろな形でバックアップしていただきたいなということを要望して終わります。

#### (林道整備について)

望月利樹委員 林道整備について質問をしたいと思っております。林道というのは私個人的な考え方ですが、これからの山梨の発展を担っていくための重要なファクターの1つであると考えています。林道は当然、林業の生産基盤を強くするためという側面、効率的な森林整備をするということで作られた部分と、それともう1つ、点在する集落を連結する生活用道路、こういう側面もあると思います。また、災害時の集落の孤立を避けるための避難路としても重要な役割を果たしているのではないかと感じております。

そこで、私の地元、峡南地域における現在の林道の整備状況をお聞かせください。

橘田治山林道課長 峡南地域の林道整備についてということでございます。峡南地域では、これまでに県営林道につきましては、21路線、町営林道が112路線、合わせて133路線を整備してきたところでございます。また、現在、県営林道6路線、町営の林道の1路線、合わせて7路線が整備中でございます。

望月利樹委員 まず森林木材の搬出のコストを抑えていくため、林業を振興していくために、林道整備は本当に重要な部分であると思います。私も視察で成功例を他県のほうに見に行ったときに、林内路網の整備は本当に重要ななと感じたところであります。先ほどの整備中という部分も含めて、今後新たな林道の計画、新規にという部分、そのところがあるかどうかお聞かせください。

橘田治山林道課長 新たな林道の計画ということでございます。地域の森林の現況とか土地の利用状況から、その地域の特性においた森林整備や保全する目標を定めた富士川中流地域森林計画がございまして、この計画においては、今後5年間に県営林道3路線を整備する計画となっております。

望月利樹委員 新たな路線に非常に期待するところであります。林道は、森林基幹道、森林管理道、作業道、作業路というふうにごう細かく分類されている中で、それを利活用した山岳観光、そういった側面を見たとき、やっぱり標識、案内板の整備などというものがまだまだ行き届いていないところもございまして、また、路面の傷みもあります。そういったところを見たときに、県営林道の維持管理という視点から、どのようにやっていくのか、どのようにやってきたのかお聞かせください。

橘田治山林道課長 県営林道の維持管理につきましては、県営林道全路線におきまして、側溝の清掃とか、下草刈り、崩落土砂の除去、除雪等を年間維持管理行業務といたしまして建設業者等に委託をしているところでございます。なお、生活道路、住民の方が使う道路につきましては、林道モニターを配置いたしまして、台風等の大雨や大雪などの異常気象の際に、重点的にパトロールをするということになっております。また、林務環境事務所の職員におきましても、現場の行き帰りに林道を利用いたしますので、その林道の状況を監視いたしまして、異常発見時には迅速に対応することとしております。

望月利樹委員 整備・管理についてお金がかかる中で、林道モニター等を配置してしっかりやっていただけたらということで、行政が手を出すという部分も含めて、地域の方々もうまく上手に巻き込ん

で、県民全体で整備していければなと感じているところです。繰り返しになりますが、これからの山梨県の基幹産業の1つを担うであろう山岳観光や、またバイオマスとか自然の力を活用した再生可能エネルギーの原材料の搬出、県民生活を支える生活道路や、繰り返しますが、災害時の避難道として重要な役割がある林道、今後も新たな林道整備をやってほしいと思っています。既存の林道の適正な維持管理をさらに充実させて、もっと山梨の山間部を活用していく、自然を活用していくという観点で、最後に林務長から一言いただければと思います。

江里口林務長 林道というのは、生産の基盤になる重要なものですし、生活に関連するような道だけでなく、今委員がおっしゃったように、観光に資するような道もありますので、そうした中で林道の安全性や通行の快適性を確保するというのが非常に重要だと思います。先ほど課長のほうから説明しましたように、安全パトロールの実施をする中で、ふぐあいがあつた箇所について直していくということは当然です。

特に、生活関連林道にある、例えばトンネルとか橋梁とか、そういう特殊構造物については、一度何か起きれば大きな被害を受ける、そして、それを復旧するためには多大な費用がかかるということもございますので、現在そうしたところについては事前に維持・改良し、コストの縮減も図る中で、予算も限られていますので、そうした効率的、効果的な維持管理に今後も努めていきたいと思っています。今後も林道の整備については積極的に取り組んでいきたいと思っています。

#### (ダイナミックやまなし総合計画について)

安本委員 ダイナミックやまなし総合計画についてお伺いをさせていただきたいと思います。これの部門計画であります新しい森林・林業振興ビジョンの素案も見させていただきました。さまざまな機会でも議会の中で提言をさせていただきましたけれども、CLT材のことについては知事の公約でしっかりと書き込んでいただき、それから、県民の半数が罹患している花粉症対策も、これまでもやっていただきましたけれども、しっかりと書いていただき、それから、委員会でエネルギー・材・場のあり方について、学校林の活用、教育委員会との連携ということも話をさせていただきましたけれども、そういったことも書きこんでいただいて、それぞれ県民、子供たちも喜んでいるのではないかと思いますけれども、新しい総合計画の中で何点かお伺いさせていただきたいと思います。

これは基本事項の82ページですけれども、ここに政策の実現に向けた取り組みの方向ということで幾つか掲げられています。最初の丸に、適切な森林整備と社会全体で支える森づくりを推進しますとあります。これは別の参考資料を見ますと、森林環境税を活用したことだと思っておりますけれども、森林環境税を導入して第1期の計画が、荒廃した森林再生事業とか、里山再生事業、広葉樹の森づくり推進事業等に使われてきたということは承知しています。参考資料の26ページを見ると、一番上ですけれども、健全で豊かな森林づくりがあって、工程表の中の一番下に、森林環境税を活用した森林整備に関する第2期計画策定の検討ということで今年度、来年度が検討期間というふうになっています。1期目の進捗状況についてもこの委員会ではよく議論になりましたけれども、2期計画としてはこういった方向に検討されているのか、今お伺いができる範囲でお答え願えればと思います。

若林森林環境総務課長 ただいまの森林環境税にかかわります森林整備に関する第2期計画のお尋ねでございます。委員御指摘のとおり、この森林環境税を活用した森林整備につきましては、施行後5年を目途としまして、事業実施効果や森林を取り巻く状況等を見きわめた上で、制度の点検、見直しを行うこととされております。施行後5年となる明年度平成28年度におきまして本格的に検討を進めることとはなりますが、現在、そのための準備作業といたしまして、部内にワーキンググループを設けまして、これまでの実施状況の検証や課題の洗い出しなどを行っているところでございます。今後はこうした検討を踏まえまして、明年度、この税制度の検証のために設けられております森林環境保全基金運営委員会におきまして十分な御審議をいただきまして、制度の見直しを進めてまいる考えでございます。

安本委員

今のところ、具体的なものはこれから検討されるということで承知しました。

それから、82ページのところの上から4つ目の丸ですけれども、木質バイオマスの利活用ということで、これもさまざま議論になりますけれども、木質バイオマス推進計画、平成26年3月に新しいものをつくっていただきまして、今回の振興ビジョンの中にもさまざま書かれています。私がお願いしてきたというか、いろいろところで木質バイオマスを使うことを検討してもらいたいという思いの中で、ペレットについて、ストーブとかボイラーとか、チップをそのまま使うとか、熱源として使うとか、発電も始まりました。

その中で私は、高知県とか熊本県を見に行ったときに、あそこは農林水産部ということなので、農政と林務の関係が1つの部局内で非常にうまくいっているの、園芸用のビニールハウスの加温機というのが試験的にかなりたくさん導入されています。今、原油が安くなってきたので、太刀打ちができないのかなとも思うんです。また、山梨も寒冷地なので、さまざまな諸条件はあると思うんですけれども、木質バイオマスの推進計画の中にも、県庁のいろいろな部局と連携をとりながら利用の可能性について検討していくということがありましたけれども、残念ながら農政との連携部分はないのかなと思います。その辺のところはどう思っているのかお伺いしたいと思います。

桐林林業振興課長 木質バイオマスにつきましては、今、委員からの御指摘がありましたとおりに、ペレットとかボイラーに関しまして熱源利用、また今後本格的な発電等への利用といったところでかなり進んでいるのではないかと考えているところであります。なお一層、木質バイオマスの利活用の推進を図っていきたくと考えております。確かに委員がおっしゃいますように、県でも、農業用ビニールハウスに関しましては、加温用のボイラーとして導入していただきたいと考えているので、庁内におきましても、農政部としっかり連携していきたくと考えているところであります。農業用のビニールハウスにつきましては、現在、南アルプス市内におきまして導入されているところもあります。庁内での風通しのよい連携、また、ボイラー等を利用する多くの施設の事業者積極的に働きかけるなど、木質バイオマスの利用促進に向けて取り組んでいきたくと考えております。

安本委員

やってみてダメだったら、それは寒冷地なのでとても木質のペレットの加温機で役に立たないということであれば、それはそれで納得は私もしたいと思いますけれども、やらないでダメというんじゃなくて、できるだけ森林環境部サイドとしては進めていく方向で押していただけたらと思います。

それから、下から2つ目の丸のところ、森林の多面的な利用推進ということで、参考資料のほうの26ページの一番下ですけれども、森林資源を利活用するための会議の開催を来年度から行うということで入っています。予算論議の前なのでどうなのかなとも思いましたがけれども、どんなことを考えられているのか、その会議の内容について、構成とか、検討する事項とか、お教え願いたいと思います。

若林森林環境総務課長 26ページに記載されております森林資源を利活用するための会議の開催についてでございます。先ほど来委員から御指摘がありますように、やまなし森林・林業振興ビジョンを本年中に策定することといたしております。このビジョンでは、材・エネルギー・場、この3つのキーワードごとに施策を展開することとしております。これらを着実に推進するためには、幅広い関係者が相互に連携を図りながら一体的に推進する必要があります。こうしたことから、この会議は林業、木材産業の関係者、あるいは行政など、広範な関係者が集いまして意見交換をする場を設けようとするものでございます。今後の進め方につきましては、具体的な施策・事業についての意見交換を行う、そうした場にしたいと考えております。

安本委員

こういう会議は今まであったんですか。

若林森林環境総務課長 各種団体等を網羅する団体組織はございましたが、こういった一定の目的のもとに会議を起こすといったことはこれまでなかったと承知しております。

安本委員

次の質問です。期待される政策効果の成果指標のところでは3つありますけれども、真ん中の木材生産量。これまでも素材生産と違って目標あったと思いますけれども、これは基本的事項の23ページに木材の生産量のグラフと、それから、ここには蓄積量の折れ線グラフがありまして、非常に山林の木が育って蓄積量がふえているけれども、近年生産量についてはふえているようですね。けれども、それでも15万立米、そこにも現況値が書いてあります。これを5年間で倍増するという目標になっていまして、大丈夫なのかと心配するところもあるんです。この目標を掲げられた意味と、そして、その目標達成についての、どうやって達成されるのかお伺いしたいと思います。

桐林林業振興課長 木材生産量の目標値31万立方メートルにつきましては、先ほど委員のほうでも御指摘いただいたとおり、本県の人工林につきまして蓄積量が着実に増加しております。今後、伐期を迎える中で、過剰な伐採によるはげ山化や反対に森林が放置されないような計画的な伐採が必要であります。そのような森林資源の状況を踏まえること、それから、今後木質バイオマスのエネルギーとしまして、特に木質バイオマス発電等への利用増加が見込まれる点もありまして、この31万立方メートルの目標を設定したところであります。

また、目標の実現に向けた具体的な取り組みに関しましては、木質バイオマス発電等にきちんと対応できるような木質チップの製造や、それから、多くの住民が利用します公共建築物の木造・木質化につきましても引き続き支援し、また、CLT工法等の新たな技術の導入などにより、県産材の利用を一層図っていくこと、また、木材の安定供給のため、高性能林業機械の導入支援などさまざまな施策を組み合わせまして目標をクリアしたいと考えております。

安本委員

最後までしてもらいたいと思っているんですけども、木材生産量の倍増という高い計画を立てられて、知事もキーワードとして、エネルギー・材・場と、これまでのものプラス、場の活用ということもしっかりと入っているんですけども、林務長として、この計画を立てて、これからの意気込みというんですか、今回の計画の特徴みたいなものについてお伺いをしたいと思います。

江里口林務長

総合計画で目指します輝きあふれるプラチナ社会の実現に向けて県政の基本方針ということですけども、その中である意味我々としては一番重要と考えているのは、県土面積の約8割は森林で占めていると、そういう地域性。そこにある資源を有効に活用して、目指すべき社会に向けて取り組んでいく必要があるんじゃないかということで、先ほど課長から御説明させていただきましたように、今の森林資源がどうなっているのかを、それを今後どのように持っていったらいいのかシミュレーションさせていただきました。林業ですので、長い期間で、100年後にどういう姿に持っていったらいいのかということまで含めて、資源量がどうあるのか、そして、需要量が今どうなっているのか、木質バイオマスの利用がかなり期待されるとか、あとは、直近であれば、東京オリンピック・パラリンピックの木質の競技場等に対する木材需要ということを年度別に用途別にずっと積み上げをさせていただいて、その結果として31万立方という数字を出させていただいています。ですので、必ずしも不可能というか、それは目指すべき数字だと思っております。

それをなぜするかということですけども、先ほど言った輝きあふれるプラチナ社会というのは、地域が活力ある状態で県民が生き生きと暮らしているという姿が最終の目標ではないかと。我々の分野であれば、山村地域をいかに活性化させていくのかというのが我々の課題だと思っています。その意味で、今言った数値目標を立てて、そうすることによって山村地域に雇用の場と、あとは、林業従事者の所得の向上。林業従事者というのは今、かなり低水準というか、かなり厳しい所得、全産業よりもかなり低い状況ですので、少なくとも全産業並みの水準まで持っていきたい。そうすることによって、山村地域で若者が定住できるだろうし、もっと言えば、子供たちもそこに暮らせるというような姿を私とすれば思い浮かべています。

そういう世界ができれば、東京圏から隣接している、リニアができれば30分もかからないところに山梨県があるわけで、自然豊かなところがあります。そこで山に入れば、そこで働いてい

る人たちが生き生きと暮らしている姿を思い浮かべて今回のビジョンを作成させていただきま  
したので、今後我々としても、先ほど課長から申した、一つ一つ事業を積み重ねをして実現させ  
ていきたいと思っております。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任  
された。
- ・閉会中もお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中に実施する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、1月下旬から2月上旬  
の間に実施することとし、場所等については後日通知することとした。

以 上

土木森林環境委員長 杉 山 肇